

地域医療確保に関する国と地方の協議の場運営要領（案）

地域医療確保に関する国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 協議の場は、原則として非公開とする。
2. 協議の場において配布された資料は、原則として、公表する。
3. 協議の場終了後、記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。協議の場における意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。
4. 協議の場の議事録を公表する。ただし、公表により、特定の者に不利益を与えるおそれがある場合においては、協議の場の決定を経て、配付資料及び議事録の全部または一部を公表しないものとすることができるものとする。
5. この運営要領に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で決定する。